

船舶事故調査報告書

平成31年1月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年7月17日 23時30分ごろ
発生場所	宮崎県宮崎市巾着島東岸沖 巾着島灯台から真方位120°200m付近 (概位 北緯31°44.3′ 東経131°28.5′)
事故の概要	プレジャーボート陽光丸は、漂泊中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年7月25日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 陽光丸、5トン未満（長さ6.93m）
船舶番号、船舶所有者等	280-23164宮崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼に曲損、船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期 日没時刻：19時20分ごろ 月齢：3.9
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人4人（以下「同乗者」という。）を乗せ、宮崎市内海港東方沖で釣りを終えた後、内海港に入港する目的で、宮崎市巾着島南方沖を東進していた。</p> <p>船長は、本船のGPSプロッター及びレーダーを作動させていたものの主に目視による見張りを行いながら航行し、本船が巾着島の南東方に出たところで北方にある内海港付近の灯光等を視認した。</p> <p>船長は、灯光の方向（北方）に針路を変えてから、船位を確認しようと停船したところ、本船が巾着島東岸沖の岩（水上岩）付近の浅所（干出岩の一部、以下「本件浅所」という。）の方に波及び潮流により圧流され、本船のプロペラが何かに接触したのを認識した。</p> <p>船長は、巾着島付近を航行した経験がなく、本件浅所の存在を知らなかった。</p> <p>船長は、釣りを終了した後、内海港への入港に際し、内海港への夜間入港を3回経験していたので目視で航行できると思ったが、GPSプロッターの航跡を表示してレーダー表示と併せて確認していれば、乗り揚げることはなかったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、巾着島東岸沖において、船長が本件浅所の存在を知らずに漂泊したことから、潮流により圧流されて本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。

原因	本事故は、夜間、本船が、巾着島東岸沖において、船長が本件浅所の存在を知らずに漂泊したため、潮流により圧流されて本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 複数の港が点在する場所に入航する場合は、必ず入航の予定コースを設定し、周辺の水路調査も行うこと。・ 夜間の沿岸航行においては、GPSプロッターの航跡表示やレーダーを活用し、浅瀬及び水上岩などから十分離れて航行すること。